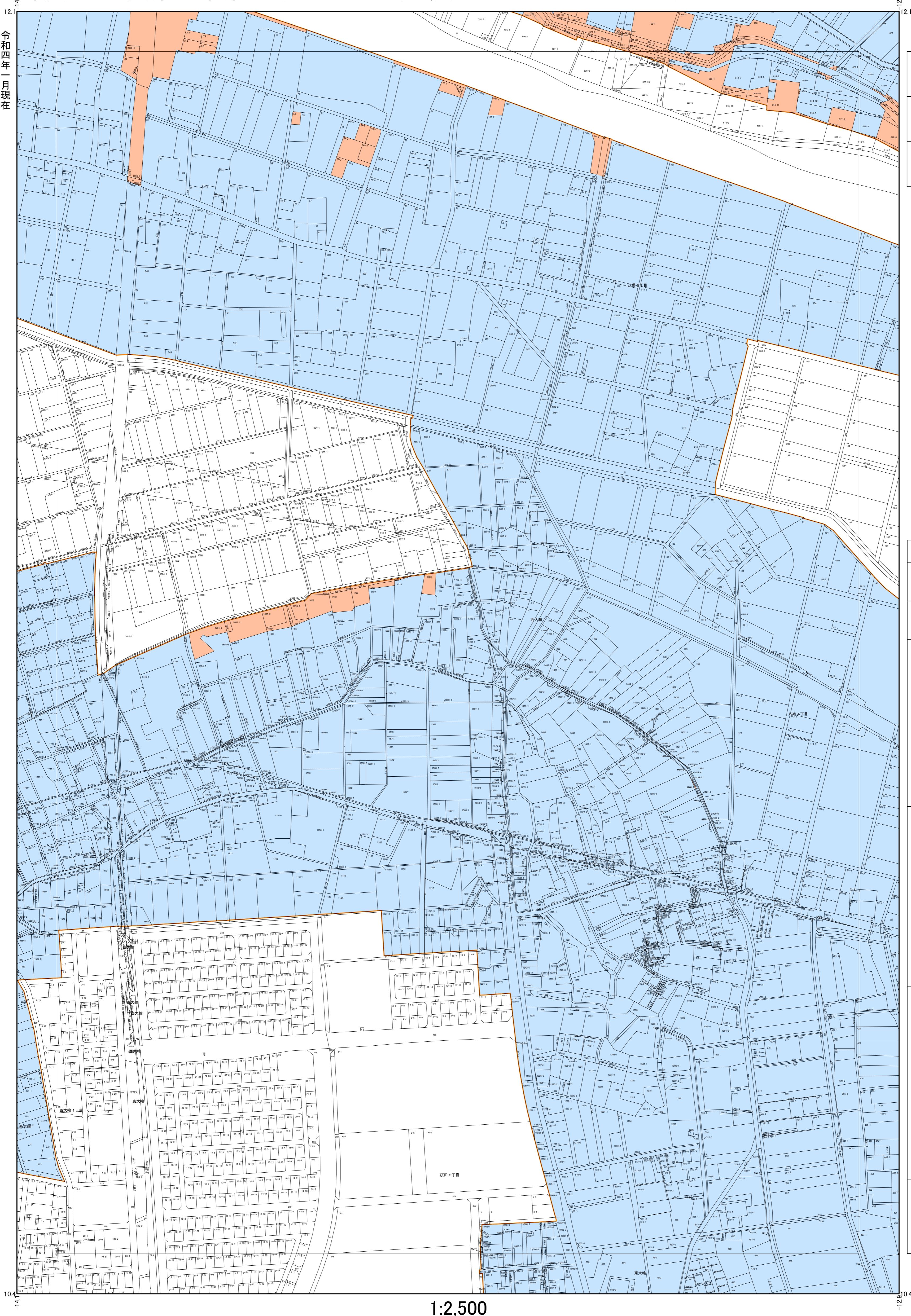
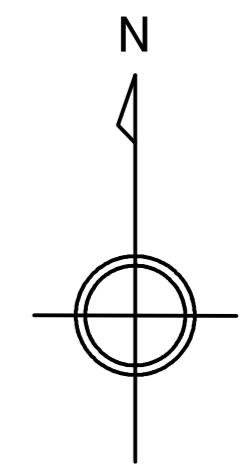


久喜市  
都市計画法第34条第12号に基づく区域(浸水ハザードエリア重ね図)No12L

令和四年一月現在



6	7	8
11	12L	13
18	19	



凡例

<span style="background-color: orange; border: 1px solid black; padding: 2px;"></span>	条例第5条第2項に基づく既存の集落 (最低敷地面積300m <sup>2</sup> が適用される区域)
<span style="background-color: cyan; border: 1px solid black; padding: 2px;"></span>	条例第5条第2項に基づく既存の集落 (最低敷地面積300m <sup>2</sup> が適用されない区域)
<span style="background-color: magenta; border: 1px solid black; padding: 2px;"></span>	【流通業務施設】 条例第5条第1項に基づく土地のうち、指定した土地の区域のうち、都市計画法施行令第2.9条の9各号に掲げる士地の区域、農業振興地目の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する建築基準法第5条第4項第7号口に掲げる農地及び第5条第2項第1号口に掲げる農地又は採草放牧地を除く。 予定建築物の用途は、建築基準法第2(5)項に掲げる建築物以外の建物のうち、倉庫及び貯蔵施設とする。ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項に規定する廃棄物の処理に供する建築物のうち、建築基準法第5条第1号に規定する許可を受けたもの及び破砕、焼却等の処分の用に供するものを除く。
<span style="background-color: yellow; border: 1px solid black; padding: 2px;"></span>	【工業施設】 条例第5条第1項に基づく土地のうち、指定した土地の区域のうち、都市計画法施行令第2.9条の9各号に掲げる士地の区域、農業振興地目の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する建築基準法第5条第4項第7号口に掲げる農地及び第5条第2項第1号口に掲げる農地又は採草放牧地を除く。 予定建築物の用途は、建築基準法第2(5)項に掲げる建築物、金属の蓄蔵又は機械の事業を営む工場を除く。ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項に規定する廃棄物の処理に供する建築物のうち、建築基準法第5条第1号に規定する許可を受けたもの及び破砕、焼却等の処分の用に供するものを除く。
<span style="background-color: green; border: 1px solid black; padding: 2px;"></span>	【商業施設】 条例第5条第1項に基づく土地の区域のうち、指定した土地の区域のうち、都市計画法施行令第2.9条の9各号に掲げる士地の区域、農業振興地目の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する建築基準法第5条第4項第7号口に掲げる農地及び第5条第2項第1号口に掲げる農地又は採草放牧地を除く。 予定建築物の用途は、建築基準法第2(5)項に掲げる建築物以外の建物のうち、次の(1)又は(2)に掲げるものとする。 (1) 小売業の店舗と飲食店の併設(規模小売店舗地盤2条第1項に規定する店舗面積が3,000m <sup>2</sup> 未満のものに限る。(2)において同じ)。 (2) 小売業の店舗と飲食店の併設のみに供する部分の面積の合計が10,000m <sup>2</sup> 未満のものに限る。
<span style="background-color: lightblue; border: 1px solid black; padding: 2px;"></span>	【浸水ハザードエリア】 都市計画法施行令第2.9条の9第9号又は第7号(第1項第1号に規定する区域)に該当する区域 (利根川、江戸川、荒川、小山川又は中川が氾濫した場合の想定浸水深が10.00m以上である土地の区域)